

# 福井市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の 指定等に関する要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、福井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「市実施要綱」という。）の第4条別表に規定する第一号訪問事業及び第一号通所事業を実施する事業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「ガイドライン」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「国実施要綱」という。）、市実施要綱、福井市指定訪問型予防給付相当サービス及び指定訪問型基準緩和サービス（A型）事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（以下「訪問基準要綱」という。）、福井市指定通所型予防給付相当サービス、指定通所型基準緩和サービス（A型）及び指定短期集中予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（以下「通所基準要綱」）の例による。

## （指定の申請）

第3条 法第115条の45の5第1項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式に、別に定める関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、指定をすることを決定した場合には、福井市介

護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定通知書（別記第1号様式）により、同項の申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は前項の指定の可否を決定するに際し、福井市介護保険条例（平成12年3月27日条例第4号。以下「条例」という。）第2条に定める地域包括ケア推進協議会の審議を受け、意見を聴取することができる。
- 4 第2項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（指定の有効期間）

- 第4条 省令第140条の63の7の規定により、市が定める前条の指定の有効期間は、6年とする。ただし、市長は第3条第1項または第5条第1項の申請を行ものが指定を受ける事業所が、別表に定める指定を合せて受け、一体的に運営している場合は、別表の有効期間とすることができる。

（指定の更新）

- 第5条 法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定事業者の更新を受けようとする者は、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式に、別に定める関係書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定更新の可否を決定し、指定の更新を決定した場合には、福井市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業者指定更新通知書（別記第2号様式）により、同項の申請をした者に通知するものとする。
  - 3 市長は前項の指定の更新の可否を決定するに際し、第3条第3項の規定を準用する。
  - 4 第2項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（指定の拒否等）

- 第6条 市長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれか

に該当するときは、指定をしてはならない。

- ( 1 ) 指定申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、法人でないとき。
- ( 2 ) 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、訪問基準要綱又は通所基準要綱に定める基準、員数等を満たしていないとき。
- ( 3 ) 申請者が、訪問基準要綱又は通所基準要綱に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- ( 4 ) 申請者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は申請者の使用人であって、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ( 5 ) 申請者が、法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律で政令第 3 5 条の 2 各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ( 6 ) 申請者が、政令第 3 5 条の 3 各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ( 7 ) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 8 4 号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該指定申請をした日の前日までに、これらの法律の規定による滞納処分を受け、かつ、当該滞納処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該滞納処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該滞納処分を受けた者が、当該滞納処分に係る保険料等の納付義務を負

うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

( 8 ) 申請者が、法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 5 条第 1 項の規定による聴聞の通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。

( 9 ) 申請者と密接な関係を有する者（法第 7 0 条第 2 項第 6 号の 3 の定義に準ずる。）が、法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして市長が認めるものに該当する場合を除く。

( 1 0 ) 申請者が、法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条第 1 項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

( 1 1 ) 申請者が、法第 1 1 5 条の 4 5 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 1 0 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者

を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (12) 第10号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、第10号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、指定申請前5年以内に居宅サービス等又は第一号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (14) 申請者の役員等のうちに第4号から第8号まで又は第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生ずると認めるとき。

- 2 指定通所型相当サービス事業者、指定通所型A型サービス事業者、指定訪問型相当サービス事業者、指定訪問型A型サービス事業者及び指定短期集中予防サービス事業者は、福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。
- 3 指定事業者の指定については、事業所が市長が別に定める指定基準を満たした場合であっても、当該事業所に係る指定事業者の指定を行うことにより本市のサービス事業の供給量を超過する場合その他の本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に支障が生じるおそれがあると認められる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第7条 第3条第2項の規定による指定事業者の指定(第5条第2項

の規定による指定の更新に係る指定を含む。)を受けている者(以下「指定事業者」という。)は、省令第140条の63の5第1項で定める事項に変更があったときは、10日以内に、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式により、市長に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、休止しようとするときは、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式により、当該廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。また、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、10日以内に、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式により市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定取消し通知書(別記第3号様式)又は指定効力停止通知書(別記第4号様式)により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

(関係機関等への情報提供)

第9条 市長は、第3条、第5条又は第7条の規定による申請又は届出の受理をしたときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定(これらの更新又は変更を含む。)、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

( 8 ) その他市長が必要と認める事項

( 委任 )

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、第一号事業を行う事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第４条関係）

| (イ) 指定を受けるサービス事業所                                      | (ロ) 他に指定を受けているサービス事業所                                                                                  | 有効期間                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問基準要綱第４条に定める指定訪問型相当サービス事業所又は同要綱第１０条に定める指定訪問型Ａ型サービス事業所 | 法第８条第２項に定める訪問介護を実施し、法第７０条第１項の指定を受けている指定訪問介護事業所（第７０条の２の指定更新を受けている場合を含む）                                 | (イ) 欄の事業所の有効期間の満了日は(ロ) 欄の有効期間の満了日とする。ただし、指定（更新）の際にその指定（更新）年月日から有効期間の満了日までの期間が１年に満たない場合にはその期間に６年を加える。 |
| 通所基準要綱第４条に定める指定通所型相当サービス事業所又は同要綱第１０条に定める指定通所型Ａ型サービス事業所 | 法第８条第７項に定める通所介護を実施し、法第７０条第１項の指定を受けている指定通所介護事業所（第７０条の２の指定更新を受けている場合を含む）                                 |                                                                                                      |
|                                                        | 法第８条第１７項に定める地域密着型通所介護を実施し、法第７８条の２第１項の指定を受けている指定地域密着型通所介護事業所（法第７８条の１２の規定により、法第７０条の２を準用し指定更新を受けている場合を含む） |                                                                                                      |

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年３月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。